

労働力調査にご協力ください

この調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に6月1日時点で実施します。わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。調査票への回答をお願いします。

工業統計調査

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村



政府統計
2019年
工業統計調査を
実施します!

この調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に6月1日時点で実施します。わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。調査票への回答をお願いします。

▼問合せ 企画財政課総合政策係
☎(72)6906

総務省統計局（栃木県）では、一定の抽出方法に基づき選定した世帯を対象に毎月調査を実施しています。この調査は、労働力人口、非労働力人口、完全失業者数などを就業に関する実態を明らかにすることを目的としており、5月以降、高瀬・三ヶ村地区にお住まいの方が調査対象となりました。

県が任命した調査員が、調査対象世帯を訪問しますので調査への協力をお願いします。

▼実施月 5月から

▼問合せ 県民生活部統計課

☎ 028-623-2246

・印鑑

・預金通帳（請求者本人のもの）

・請求者と配偶者の個人番号がわざ

▼申請に必要なもの

☎(72)6908

▼受付窓口 住民生活課戸籍住民係
☎(72)6908

▼締切り 5月23日(木)（当日消印

▼問合せ 有効

▼問合せ 県民プラザ室

☎ 028-623-3757

児童手当の手続きをお願いします



児童手当は、中学校修了前までの児童を養育している方に支給する手当です。

▼すでに受給している方

児童手当を受給している方は、毎年6月中に「児童手当現況届」の提出が必要です。対象の方には、6月上旬に通知を郵送しますので、必要事項を記入の上、6月中に提出をお願いします（現況届の提出が遅れると6月分以降の手当が支給されない場合があります）。

▼新たに申請する方

お子さんが生まれたり、他市区町村からの転入等で、新たに児童手当を受給する場合には、児童手当の認定請求（申請）が必要になります。認定請求は、出生や転入した日の翌日から15日以内に申請が必要になります。申請が遅れる、手当の支給が遅れる場合がありますので、早めに申請してください。

▼申請に必要なもの

・印鑑

・預金通帳（請求者本人のもの）

・請求者と配偶者の個人番号がわざ

▼受付窓口 住民生活課戸籍住民係
☎(72)6908

▼締切り 5月23日(木)（当日消印

▼問合せ 有効

▼問合せ 県民プラザ室

☎ 028-623-3757

県の施設を見る 「県民バス」参加者募集

かるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
・健康保険被保険者証（厚生年金に加入中の場合）

※状況により、必要なものがありますので、詳しくはお問い合わせください。

▼日時 6月13日(木)

・第1集合地 余笠川ふれあい公園（午前8時30分集合、午後4時40分解散）
・第2集合地 那須野が原公園（午前8時50分集合、午後4時35分解散）

午後4時10分解散）

▼手当の月額（児童1人につき）
・3歳未満 15,000円
・3歳以上小学校修了前 10,000円

（第3子以降は15,000円）

・中学生 10,000円

※受給者の所得が一定額以上の場合は特例給付（児童1人につき一律5,000円）を支給します。

▼手当の支給日 原則として、毎年6月、10月、2月の10日に支給月の前月分までの手当を支給します。

▼対象 那須町、那須塩原市または大田原市にお住まいの方

※昼食は道の駅るまんちつく村（各自自由）

▼申込み 往復ハガキに参加者全員（1枚で2人まで）の①氏名、②住所、③電話番号、④年齢、⑤性別、⑥希望集合地を書き、郵送してください。

〒320-8501 県庁報課県民プラザ室（住所不要）

▼問合せ 住民生活課戸籍住民係
☎(72)6908

▼締切り 5月23日(木)（当日消印

▼問合せ 有効

▼問合せ 県民プラザ室

☎ 028-623-3757